仙波小学校いじめの防止等のための基本的な方針

川越市立仙波小学校

目 次

第１章 いじめの防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1 いじめの防止等に関する基本理念

2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

3 いじめの定義

第２章 いじめの防止等のための組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

1 川越市立仙波小学校いじめ対策委員会の設置

第３章 いじめの防止等のための施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

1 川越市教育委員会との連携

2 関係機関との連携

3 その他

第４章 学校におけるいじめの防止等のための対策・・・・・・・・・・・・・・・・8

1 学校いじめ防止基本方針の策定

2 いじめの防止等のための組織の設置

3 いじめの未然防止に関する指針

4 いじめの早期発見に関する指針

5 いじめの対応に関する指針

6 いじめの解消に関する指針

7 保護者・地域との連携

8 学校関係者評価による取組の検証

9 その他の留意事項

第５章 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

1 学校による調査

第６章 いじめの防止等のための対策の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第１章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

１ いじめの防止等に関する基本理念

本市は、平成２４年１０月、川越市議会において、「いじめの延長上の傷害事件を教訓にいじめ再発防止を強く求める決議」が採択された。決議では、「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱としてすえること、家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体の共通認識とするよう努めること、いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化することが示された。これに基づいて、全市立学校で、いじめ問題の根絶に向け、取り組んでいるところである。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害するだけでなく、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、基本的人権を侵害するものである。

このことを踏まえ、本市では、いじめを防止し、すべての子どもたちが明るく、楽しく生活を送るための理念として、次の３つを示す。

いじめの防止等に関する基本理念

(1)全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。

(2)「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての児童生徒において、いじめをしない心を育てる。

(3)学校、家庭、地域、関係機関は、いじめられている児童生徒を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

いじめを防止するためには、子どもたちに、いじめをしない心を育てるとともに、大人がいじめを見逃さない環境を整え、社会全体がいじめをさせない、ゆるさない姿勢で取り組む必要がある。そこで、いじめの防止等に関する基本理念を踏まえ、その具体的な対策に関する方針として以下に示す。

基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

基本理念(1)に係る対策の方針

①児童生徒からのいじめのサインを、見逃さないようにする。

②いじめが発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめられている児童生徒を絶対に守り通すとともに、いじめをしている児童生徒には、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

基本理念(2)に係る対策の方針

①日常的にいじめの問題について触れ、児童生徒に、いじめを絶対に許さない態度を育てる。

②いじめの問題に対し、あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育て、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。

基本理念(3)に係る対策の方針

①学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとともに、連携していじめの防止及び早期解決に努める。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童（生徒）等に対して、当該児童（生徒）等が在籍する学校に在籍している等当該児童（生徒）等と一定の人的関係にある他の児童（生徒）等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第２条第１項）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（国の基本方針より）

法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」に該当しない場合や、いじめられている本人がそれを否定しているなど、いじめには多様な様態があることを踏まえなければならない。そのため、いじめを認知する際には、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど多くの情報を集めるとともに、特定の教員のみがいじめの認知を行うのではなく、様々な情報を基に、組織で行う必要がある。そこで、次の４つを、いじめを認知する際の方針として示す。

いじめを認知する際の方針

(1) 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知については、複数の教職員による組織（仙波小学校いじめ対策委員会等）をもって行う。

(2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめられている児童生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聴き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。

(4) いじめの事実確認においては、当該児童生徒の保護者と連携して対応する。また、地域からもいじめの問題に関する情報を積極的に収集する。

(いじめの定義)

第２条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第２章 いじめの防止等のための組織体制

１ 川越市立仙波小学校いじめ対策委員会の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、校内外の情報交換を行い、今後のよりよい方向を考えるための対策を検討するために川越市立仙波小学校いじめ対策委員会（以下「いじめ対策委員会」という。）を設置する。

いじめ対策委員会の委員は、次に掲げる者の内から、学校長が推薦する。

（１）学校内部より

・校長
・教頭
・教務主任
・生徒指導主任

（２）学校外部より

・学校評議員６名

２ 委員の任期は１年とする

第３章 いじめの防止等のための施策

１ 川越市教育委員会との連携

いじめの未然防止と早期発見・早期解決に向けた取組を推進する。

(1) 市の事業としての取組

①インターネットや携帯電話を通して行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）の防止

・ネットパトロール事業の実施

・児童生徒及び保護者からのいじめ等の相談や情報提供を、常時受け付けるインターネット上の窓口の開設

・いじめ相談電子窓口の開設

②いじめ問題における学校の組織的な対応への支援

・スクールボランチ作戦事業の実施

・オールマイティーチャー配置事業の実施

③相談体制の整備に向けた取組

・川越市立教育センター分室（リベーラ）におけるいじめ電話相談の実施

・さわやか相談員の市内全中学校への配置と小学校への支援

・スクールソーシャルワーカーの配置と活用の促進

(2) その他の取組

①いじめの早期発見

・定期的な児童生徒及び保護者対象アンケート調査の実施

②インターネット上のいじめの防止

・川越市いじめ対応マニュアル〔ネットいじめ編〕の活用

・児童生徒における情報モラル教育の推進

（埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課等との連携）

・ＰＴＡとの連携の推進

③相談体制の整備と相談窓口の周知

・相談箱の設置

・いじめ発見チェックリストの活用

・相談窓口広報リーフレット等の配布

④教職員の指導力向上

・川越市いじめ対応マニュアル等の資料の作成と、その活用に係る研修会の実施

・法を踏まえたいじめの対応及び一人ひとりの児童生徒の個性等を踏

まえた指導や対応等に関する教職員研修の実施
（教頭研修会、生徒指導主任研修会、初任者研修会、５年経験者研修会等）
・いじめへの対応をはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の実施
⑤児童生徒が自らいじめの問題について考え、いじめに正面から向き合う主体的な取組への支援
・川越市教育研究会との連携による児童生徒が主体的となったいじめの防止等に向けた取組への支援
・川越市いじめ・不登校対策検討委員会によるリーフレット等の活用の促進
⑥川越市教育委員会との緊密な連携
・指導主事等やスクールソーシャルワーカーの派遣を検討する等、いじめに対応する際の必要に応じた迅速かつ適切な支援
・児童生徒及び保護者対象のアンケート調査の報告と状況に応じた助言等の依頼
・定期的な学校訪問の実施
⑦学力向上策の推進
・児童生徒の健全育成に向けた「川越市小・中学生学力向上プラン」の推進による「基礎的・基本的な知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」等の定着
・基礎学力の定着に向けた、個に応じたきめ細やかな指導の一層の充実
・学力に対する自信のなさや不安を取り除き、自己肯定感や自己有用感を高めるため、全ての児童生徒が参加・活躍できる指導方法の工夫改善を推進

２　関係機関との連携

いじめの状況に応じて、関係機関との連携、調整を図り、関係機関からの出席を依頼するなど、ケース会議などを立ち上げ、方針や具体的な対応策について協議し、迅速な解決と未然防止を図る。

(1) 警察との連携
・川越警察署との日常的な連携
・学校警察連絡協議会での情報の共有
・スクールサポーターとの連携
・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による保護者への啓発

(2) 児童相談所との連携

・川越児童相談所との日常的な連携

(3) 庁内関係課との連携

・青少年健全育成に関連する諸会議等の役割を踏まえ、学校との橋渡しをする等、連携を推進

3 その他

(1) ＰＤＣＡサイクルによる各学校におけるいじめの防止等の取組の検証

・学校評価等において、いじめに係る評価項目を位置づけることにより、教員の自己評価や関係者評価を通して、各学校がいじめの防止等の取組を検証し、改善が図られるようにする。

(2) 学校と家庭・地域や関係機関等との連携推進の促進

・ネットワーク連絡会等を通して、学校と地域、関係機関等との連携の推進を図る。

・川越子どもサポート事業やスマイルチャレンジ事業等を通して、学校・家庭・地域の連携を強め、三者が協働してできることを検討し、実現に向けた積極的な取組を展開する。

・川越市子ども会育成団体連絡協議会が主催する体験活動等を通して、異年齢集団による人間関係の中で、豊かな心を育む。

（ネットワーク連絡会）

学校評議員会議や学校が地域関係者とともに生徒指導上の諸問題について情報共有や行動連携を図ることを目的とする会議

（川越子どもサポート事業）

子どもたちの豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域及び社会教育施設が連携・協力し、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制を作ることを目的とする事業

（スマイルチャレンジ事業）

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが自信を夢に満ち、自らを肯定して生きられるよう、笑顔あふれる環境づくりを目指す、川越市ＰＴＡ連合会が主催する事業

第４章 学校におけるいじめの防止等のための対策

１ 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第１３条の規定を踏まえ、国の基本方針、埼玉県基本方針及び川越市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

策定に当たっては、次の点に留意する。

(1) 学校基本方針を定める意義

①学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

②いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの抑止につながる。

③いじめをしている児童生徒への成長支援の観点を学校基本方針に位置付けることにより、いじめをしている児童生徒への支援につながる。

(2) 策定の際の留意点

①自校の課題に基づき、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対応」に関する具体的な手立てや、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために年間計画を定め、組織的、計画的に実行できるよう盛り込む。また、学校いじめ対策委員会の行動計画となるよう、教育委員会の活動が具体的に記載されるものとする。

②自校のいじめに係る現状や課題について、児童生徒や保護者・地域住民・関係機関等と認識を共有するとともに、様々な立場からの意見を踏まえながら策定に努めることで、策定後の取組を円滑に進めることができるよう留意する。

③法第２２条に基づく組織を、学校基本方針に定めた取組等を実行する中核の組織として位置付ける。

④年間のＰＤＣＡサイクルにより、学校いじめ対策委員会を中心に検証し、学校基本方針やいじめ防止等のための取組の改善を図る。

２ いじめの防止等のための組織の設置

学校は、法第２２条の規定を踏まえ、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行う際の中核となる常設の組織として「学校いじめ対策委員会」を置く。学校いじめ対策委員会の構成員は、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、教護教諭、学級担任、教科担任、さわやか相談員等から組織的対応の中核として機能するような体制を学校の実情に応じて決定する。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校医等の専門家並びに自治会関係者やＰＴＡ役員等、地域住民や保護者の参画を図ることで、より実効性の高い組織づくりに努めるものとする。

学校いじめ対策委員会の具体的な役割は次の通りである。

(1) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
(2) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
(3) いじめの相談・通報の窓口としての役割
(4) いじめに係る情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
(5) いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなどし、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
(6) いじめを受けている児童生徒に対する支援やいじめをしている児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
(7) 重大事態発生の際の調査機関としての役割

３ いじめの未然防止に関する指針

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、学校は、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

(1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする児童生徒の育成を図る。

(2) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
(3) 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめとは何かについて考えたものを、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどにより、児童生徒と教職員がいじめについての認識を共有する。
(4) 道徳教育や、言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、児童生徒が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。
(5) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかわっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
(6) 一人ひとりの児童生徒の個性等への理解を深め、児童生徒が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍できる機会を提供する。
(7) 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取組を推進する。
(8) 学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、９年間を見通した指導体制の充実を図るため、小中連携を一層推進する。

４ いじめの早期発見に関する指針

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
(1) 日常的な児童生徒相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
(2) 定期的にアンケート調査や定期的な教育相談を実施する等により、児童生徒及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
(3) 生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を通し、日頃から児童生徒の

様子や行動に気を配る。
(4) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児童生徒を見守る。
(5) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
(6) パスワード付きサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見が難しいため、児童生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

5 いじめの対応に関する指針

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。報告を受けた学校いじめ対策委員会は組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている児童生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

・いじめを受けている児童生徒の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐにいじめをした児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策委員会へ報告することは必要となる。
・学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第２３条第１項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けていると思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」の規定に違反し得ることに十分留意する。
・いじめに係る情報や対応の経緯等については、児童生徒ごとに全て記録し、情報の共有化を図る。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
②「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。

③いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
④発見・通報を受けた教職員は、仙波小学校いじめ対策委員会で直ちに情報を共有する。
⑤学校いじめ対策委員会で協議し、関係児童生徒から事情を聴き取る等、学校基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に判断する。
⑥校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
⑦指導が困難な際、または児童生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。
(2) いじめを受けている児童生徒及びその保護者への支援
①いじめを受けている児童生徒から、事実関係の聴き取りを行う。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
②状況に応じて、見守りを行うなど、いじめを受けている児童生徒の安全を確保する。
③いじめを受けている児童生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
④状況に応じて、いじめを受けている児童生徒を別室で指導する。
⑤必要に応じて、いじめを受けている児童生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
⑥解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。
(3) いじめをしている児童生徒への指導及びその保護者への助言
①いじめをしている児童生徒から、事実関係の聞きとりを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じてさわやか相談員やスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する対応をとる。
②迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
③いじめをしている児童生徒への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

④いじめをしている児童生徒に対する成長支援の観点から、当該児童生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の形成に配慮する。
⑤個々の状況に応じた指導や警察との連携による対応も含め、毅然とした対応をする。
(4) いじめが起きた集団への働きかけ
①いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
②誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
③児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
(5) インターネット上のいじめへの対応
①インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散の被害を避けるため、直ちに削除する対応をとる。
②必要に応じて、法務局、警察署と連携して対応する。
③ネットパトロールと連携し、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
④ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
⑤インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
⑥パスワード付きサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

6 いじめの解消に関する指針

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
(1) いじめに係る行為が止んでいること
いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。
・相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

・いじめの行為の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。
・相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の児童生徒の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることについて、いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係児童生徒の人間関係等について、日常的に注意深く見守る必要がある。

7 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

(1) 相談窓口の周知

・相談窓口広報リーフレット等の配布による、相談窓口の周知
・スクールカウンセラーやさわやか相談員による相談活動の積極的な活用を図るための児童生徒及び保護者への周知（相談日の案内等）

(2) 情報モラルの啓発

・家庭教育学級及び川越市 PTA 連合会の研修会等における情報モラルの啓発（埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課等との連携）
・情報化、情報モラルに係る研修会への保護者への参加

(3) いじめの未然防止の広報啓発

・いじめの未然防止のためのスローガン等による、いじめの未然防止の啓発・入学説明会等の機会を活用した、就学前の幼児の保護者に対するいじめの未然防止に係る啓発（学校基本方針の周知等）

(4) 学校基本方針や学校のいじめに対する取組の周知

・学校評議員会議やネットワーク連絡会等において、学校が抱えるいじめに係る状況や課題、学校基本方針に基づくいじめへの対応等について、共有することにより、地域ぐるみでいじめに対応する仕組みづくりを推進する。
・学校基本方針等については、ホームページへ掲載するとともに、その他の方法により、保護者や地域住民に積極的に周知を図る。また、各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

８ 学校関係者評価による取組の検証

問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。取組状況等の検証については、仙波小学校いじめ対策委員会が行う。

９ その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

・学校のいじめ防止年間計画に基づき、全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員のカウンセリング能力等の向上やいじめへの対応をはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の充実を図る。

(2) 校務の効率化

・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務の効率化を図る。

（学校いじめ防止基本方針）

第１３条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第２２条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものとその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第５章 重大事態への対処

１ 学校による調査

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、いじめにより、児童生徒に、次のような重大な被害等が生じた疑いがあると認める場合とする。

①児童生徒が自殺を企図した
②身体に重大な傷害を負った
③金品等に重大な被害を被った
④精神性の疾患を発症した
⑤相当の期間（年間３０日）学校を欠席することを余儀なくされた
⑥その他校長や教育委員会が認めるもの

・児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
・児童生徒や保護者から、いじめにより、重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
・児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ発生を報告する。その際、調査の主体が学校になるのかいじめ対策委員会になるのかを確認する。

(3) 重大事態の調査について

①学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査を行うための組織（以下、「調査組織」という。）を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、重大事態が起きてから急遽調査組織を立ち上げることは困難である点に留意し、平素から迅速な調査の実施に備える。

②調査組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、仙波小学校いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質上、必要に応じて専門家を加える。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する構成員が含まれる場合には、その者を除いて調査に当たる等の配慮により、当該調査の公平性・中立性を確保する。
③いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
(4) いじめを受けている児童生徒からの聴き取りが可能な場合
①事実関係の確認とともに、いじめをしている児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
②いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。
③いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
(5) いじめを受けている児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
①児童生徒の入院や死亡など，いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、その上で調査を行う。
②調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査が考えられる。
（自殺の背景調査における注意事項）
児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。
いじめがその要因として疑われる場合の調査については、法第２８条第１項に定める調査に相当することとなり、その調査の在り方等については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を

参考にする。

①背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

③死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

④詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

⑤調査を行う組織については、学校においては学校いじめ対策委員会を、教育委員会においては対策委員会を基に、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

⑥背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

⑦客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

⑧学校が調査を行う場合においては、教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

⑨情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(6) 調査結果の提供

①調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し適切に提供する。

②いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から)、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

③これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

④アンケートによる調査については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

⑤学校が調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(7) 調査結果の報告

①調査結果については、学校は教育委員会に報告する。(「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告)

②上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(8) 留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

第６章 いじめの防止等のための対策の検証

法の施行状況等を勘案して、いじめ対策委員会において毎年度、仙波小学校いじめ防止等のための基本的な方針にある、各施策の効果を検証し、基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。